



管理者が行う空調設備の 法定点検チェックリスト



学校や介護施設、工場、オフィスなどで利用される業務用の空調設備については、一定期間ごとに点検を行うことが『フロン排出抑制法』によって義務づけられています。

フロン類排出抑制法は2015年に施行されて以来、改正を繰り返しており、2020年4月1日の改正においては違反した際の罰則が強化されました。

法令に違反した場合には行政処分や刑事罰を受けるだけでなく、企業にとっては検挙によるイメージダウンのリスクもあります。そのため、点検業務について正しく理解しておくことが重要です。

本書では、**改正フロン排出抑制法に基づく法定点検について解説**します。

• フロン排出抑制法とは	• • •	4
• フロン排出抑制法の対象機器	• • •	5
• フロン排出抑制法における管理者とは	• • •	6
• 管理者が取り組む事項	• • •	7
• 業務用エアコンの法定点検スケジュール	• • •	8
• 簡易点検のチェックリスト	• • •	9
• 定期点検の流れ	• • •	10
• まとめ	• • •	11
• 空調設備による省エネを実現するTAKEUCHI	• • •	12
• TAKEUCHIの強み	• • •	13
• 会社概要	• • •	14
• お問い合わせ	• • •	15

フロン排出抑制法とは、**地球温暖化の原因となるフロン類**について、**大気中への排出を抑制するために制定された法律**です。フロン類の低減に向けた使用の合理化と管理の適正化が規定されています。



使用の合理化

フロン類代替物質への転換や再生利用による新規製造量の削減などによって、新たに排出されるフロン類を低減させること



管理の適正化

フロン類を使用する第一種特定製品について、点検や修理、フロン類の充填・回収などを適正に行ってフロン類の排出を抑制すること

フロン排出抑制法で管理の対象となる第一種特定製品には、フロン類が冷媒として充填されている、業務用のエアコンディショナーと冷蔵機器及び冷凍機器が該当します。

なお、ここでいうエアコンディショナーには、業務用エアコンだけでなく加湿機器も含まれます。



第一種特定製品となる機器の例

- パッケージエアコン
- チラー
- スポットクーラー
- クリーンルーム用パッケージエアコン
- 設備用パッケージエアコン
- 業務用除湿機
- ビニールハウス用空調機 など

※空調システム関連機器のみの例です

第一種特定製品の確認方法

使用している機器が第一種特定製品かを確認するには、銘板・シールを確認することが有効です。

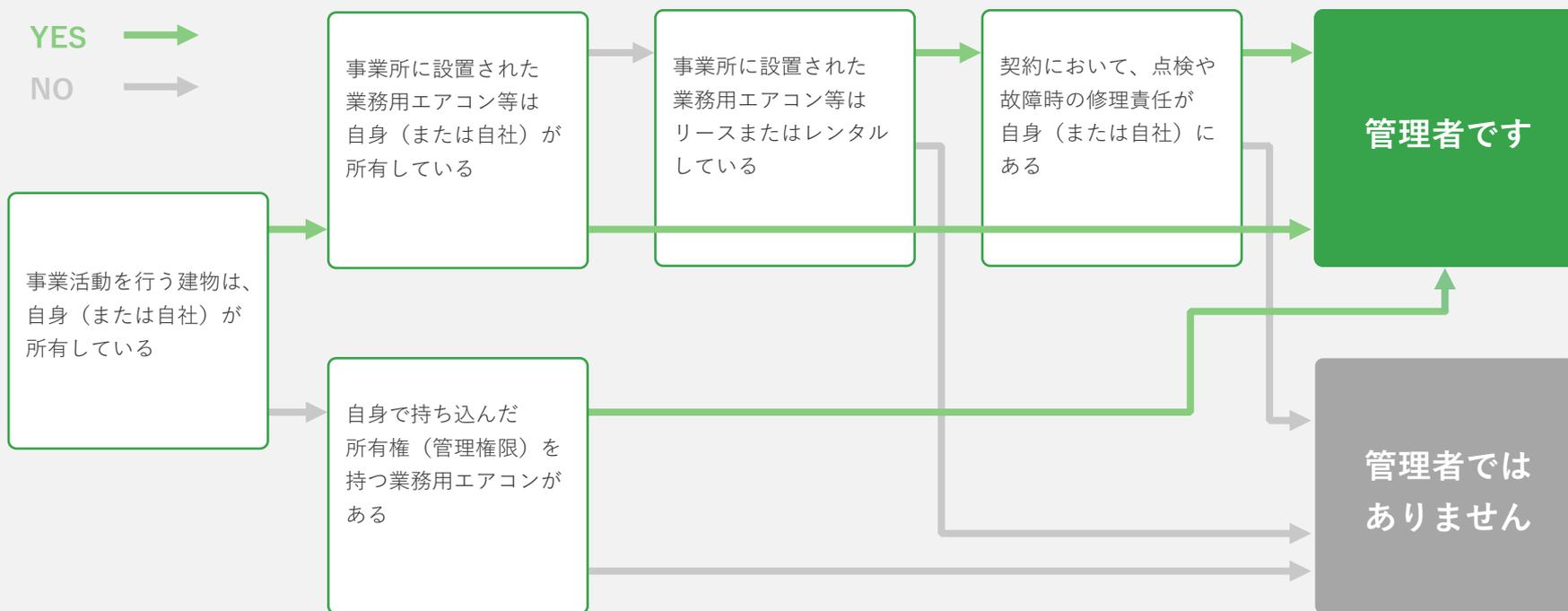
フロン類排出抑制法が施行された2015年4月以降に販売された該当製品には、銘板・シールにおいて第一種特定製品ということが明記されています。自身で判断がつかない場合には、機器のメーカーや販売店に問い合わせることで確認できます。**TAKEUCHIでも回答可能です。お気軽にお問い合わせください。**

フロン排出抑制法において、法定点検を始めとするさまざまな取り組みが管理者に求められます。

フロン排出抑制法における管理者とは、原則として機器の所有者を指します。ただし、テナント契約の場合、契約上で保守管理や故障時の修理の責務を負う者が管理者となります。

また、メンテナンスを始めとする管理業務を委託している場合は、委託元が管理者として扱われます。

あなたは管理者？簡単チェック



フロン排出抑制法において管理者が取り組む事項は、以下のとおりです。取り組みを適切に行わない場合、行政処分や刑事罰の適用対象となる可能性があります。



機器を使用するとき

- 法定点検を実施して適切な環境を維持する
- 点検の記録を行い、廃棄後3年まで保存する
- フロン類の漏えいが見つかったら、専門事業者に修理・充填を依頼する
- フロン類の年間漏えい量が一定以上の場合は国に報告する



機器を廃棄するとき

- フロン類の回収を専門事業者へ依頼する
- 引取証明書の原本は3年間保存する
- 機器の処分を別の事業者へ依頼する場合、引取証明書の写しを作成して受け渡す
- 解体工事の場合には事前説明の書面を3年間保存する

業務用エアコンの法定点検スケジュール

フロン排出抑制法で定められた法定点検には、**簡易点検**と**定期点検**があります。

簡易点検

簡易点検は、すべての第一種特定製品に対して、3ヶ月に1回以上の頻度で行う点検のことです。安全で容易に行える環境であれば誰でも実施できるため、管理者自身での対応が可能です。

定期点検

定期点検は、電動機の定格出力が7.5kW以上の場合に有資格者・専門事業者が実施する点検を指します。点検頻度は定格出力が7.5kW以上50kW未満であれば3年に1回以上、50kW以上であれば1年に1回以上となります。

点検種別	機器対象	電動機定格出力	点検頻度	点検スケジュール例
簡易点検	点検対象機器 すべて	点検対象機器 すべて	3ヶ月に1回以上	<p>2025年</p> <p>4月 6月 9月 12月</p> <p>施工 点検 点検 点検</p> <p>3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月</p>
定期点検	<p>エアコンディショナー</p>  <p>ビル用マルチエアコン</p>	50kW以上	1年に1回以上	<p>2025年 2026年 2027年</p> <p>4月 4月 4月</p> <p>施工 点検 点検</p> <p>1年 1年</p>
	 <p>店舗オフィス用マルチエアコン</p>	7.5～50kW未満	3年に1回以上	<p>2025年 2028年 2031年</p> <p>4月 4月 4月</p> <p>施工 点検 点検</p> <p>3年 3年</p>

簡易点検のチェックリスト

簡易点検においては、機器に損傷や油のにじみがあったり、異常な振動・運転音が見られたりしないかを確認します。
 また、室内機の熱交換器については霜付きがないかもチェックする必要があります。
 簡易点検を管理者自身で行う際は、以下のチェックリストをご活用ください。

点検項目	症状の有無	点検頻度					
			年	1	2	3	4
			月				
			日				
1 室外機の異常振動・異常運転音状況 ※安全で容易に点検できる場合	あり／なし	1回以上／3ヶ月					
2 室外機および周辺の油のにじみ ※安全で容易に点検できる場合	あり／なし	1回以上／3ヶ月					
3 室外機の傷・熱交換器の腐食・錆・傷 ※安全で容易に点検できる場合	あり／なし	1回以上／3ヶ月					
4 室内機内の熱交換器の霜付の有無 ※安全で容易に点検できる場合	あり／なし	1回以上／3ヶ月					
5 熱交換器の霜付・油のにじみなど ※店舗用パッケージエアコン ※安全で容易に点検できる場合	あり／なし	1回以上／3ヶ月					
6 気づき事項	あり／なし	1回以上／3ヶ月					

専門事業者による定期点検では、まず目視によるシステム漏えい点検を行ったうえで、直接法または間接法による点検を行います。なお、場合によっては直接法と間接法を併用することもあります。



システム漏えい点検

簡易点検と同様に、目視で外観の点検を行う



直接法

発泡液の塗布や検知器の使用、蛍光剤・窒素ガスの充填などによって、配管から漏えいするフロンの検知・特定を行う



間接法

稼働している機器の電流・電圧・圧力・温度を測定して、定期的に計測している日常値とずれていないかを確認する

専門業者による点検作業内容

システム漏えい点検



直接法

漏えい箇所を特定するためのピンポイント点検



間接法

運転中の状態値、運転記録等から漏えい有無を診断

最初にシステム漏えい点検（目視外点検）を行って、**直接法または間接法を選択**します。場合によっては、**直接法と間接法を併用**することもあります。

業務用空調設備の管理者には、法令に基づいた適切な点検・修理・廃棄の対応が求められます。

点検記録の保存

機器の点検を行った際は、点検記録を**3年間**保存する義務があります。

フロン漏えい時の対応

フロン漏えいが見つかった場合は、速やかに専門事業者**に修理・充填**の依頼が必要です。年間漏えい量が一定以上の場合は国への報告義務があります。

廃棄時の注意

機器の廃棄時は、フロン類の適切な回収が必要です。引取証明書の原本を**3年間**保存しなければならない点には要注意です。

これらを怠り法令に違反すると、罰則の対象となる可能性があります。

法令を遵守し、点検や管理を適切に実施することが重要です。

TAKEUCHIでは、さまざまなソリューションを用いて空調に関する課題からビジネス環境の改善提案を解決しています。導入コスト、ランディングコストをふまえた企業様の省エネへの目標をサポートいたします。



省エネへ向けての コンサルティング

- ✔ 丁寧なヒアリングと現地調査によってお客様の課題に向き合い、オンリーワンの解決策を提案
- ✔ 空調に活用できる補助金について申請手続きまでのサポートを提案



気流シミュレーションによる 気流の可視化と省エネ提案

- ✔ 3次元シミュレーションソフトで施設内の気流を可視化して課題を明確に
- ✔ 省エネを実現しながら快適にご使用いただける空調設備を提案

TAKEUCHIは30年の信頼と実績で、長期的な視点での快適な空調環境を改善と維持を提案します。



課題に合わせた
空調機器の選定と
リニューアル提案



学校、福祉施設、工場など
幅広いカテゴリーの
施工実績



空調リニューアルを通して
建物全体の中長期
修繕計画をサポート

会社名	TAKEUCHI株式会社
代表者	野村一磨
所在地	東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー8階
創業	1865年（慶応元年）
設立	1991年
資本金	5,000万円
従業員数	TAKEUCHI（株）135名（2024年4月時点） TAKEUCHI（株）を除く他グループ会社合計401名（2024年4月時点）
年商	TAKEUCHI（株）51億87百万円（2023年9月期） TAKEUCHI（株）を除く他グループ会社合計53億8百万円（2024年3月時点）
取引先銀行	みずほ銀行 三菱UFJ銀行
事業内容	空調給排水電気事業 東京ガス関連事業 住宅リフォーム事業
許可登録	特定管工事業（特 - 3 第19534号） 一般建設工事業（般 - 3 第19534号） 一般電気工事業（般 - 3 第19534号） 一般水道施設工事業（般 - 3 第19534号）



お問い合わせ

ご不明な点やご質問・ご相談がございましたら
お気軽にご連絡ください。



<https://airsolution.takeuchi-corp.com/>



<https://airsolution.takeuchi-corp.com/contact>



03-5322-1101